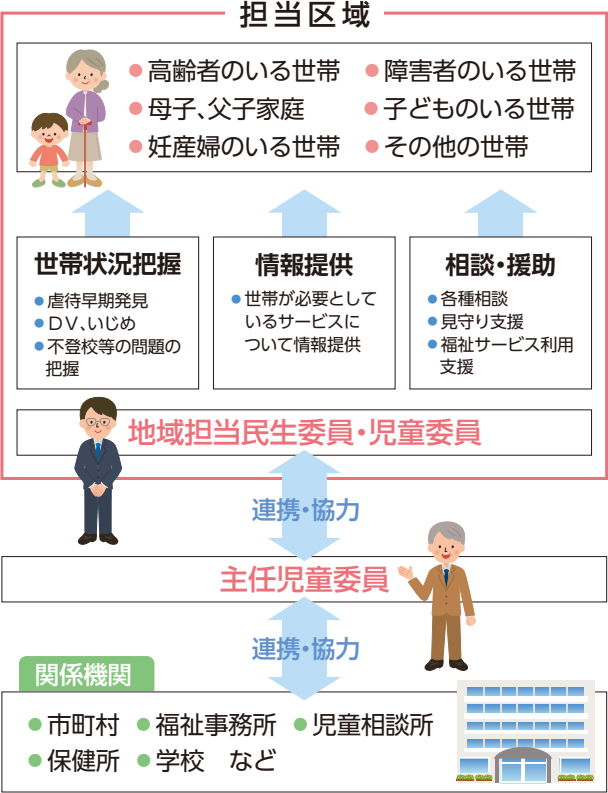


活動内容と活動の流れ



民生委員・児童委員って何？
どんな活動をしているの？

民生委員は、地域の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。給与はありません。

本市で活動する民生委員・児童委員は668人。地域住民と同じ立場で、生活や福祉についての相談や援助をしています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼任。妊娠中の人や子育てをしている人などの相談にも応じています。さらに、民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当する主任児童委員がいて、児童委員のサポートをしています。

活動内容は、一人暮らし高齢者や障害者世帯の定期的な訪問、子どもたちの登下校時のパトロールなど。また、地域の交流を深めるため、いきいき・ふれあいサロンの運営にも協力しています。

また、活動するときは、市町村や福祉事務所などと協力。支援を必要としている人と関係機関をつなぐパイプ役を務めています。

民生委員・児童委員は地域に密着した活動で、誰もが安心して過ごせる地域づくりに取り組んでいます。



(左) 松井 章さん、(右) 金井 和夫さん

あなたのまちの見守り役
知っていますか？ 民生委員・児童委員

地域の身近な相談相手として支援を行ったり、行政のサービスにつないだりするのが民生委員・児童委員。誰もが地域の中で安心して暮らせるよう、さまざまな活動をしています。

問い合わせは 社会福祉課 ☎027-898-6142



金井さんが見守り世帯を訪問
世間話を楽しんだ

相談したいときはどうすればいいの？

悩み事や不安なことがあったら、自分の住む地域の民生委員・児童委員に相談を。連絡先は社会福祉課へ問い合わせてください。民生委員・児童委員には守秘義務があります。安心して相談してください。



冊子を使い日々勉強している

「悩みを抱えていて、どこに相談しようか迷っている人には、私たち民生委員・児童委員の存在を思い出してほしい、気軽に相談してほしいですね。また、委員活動に興味を持ってくれる人が増えたらいいと思います。委員同士の支え合いも充実しているの、初めて参加する人も安心して活動できますしね」

地域の相談役として活動する民生委員・児童委員。これからも自治会や関係機関と連携して、安心して生活できる地域づくりに取り組んでいく。

大変なこともあるが、多くのやりがいや喜びがある民生委員・児童委員。2人はもっと多くの人に活動を知ってほしいと考えている。

「悩みを抱えていて、どこに相談しようか迷っている人には、私たち民生委員・児童委員の存在を思い出してほしい、気軽に相談してほしいですね。また、委員活動に興味を持ってくれる人が増えたらいいと思います。委員同士の支え合いも充実しているの、初めて参加する人も安心して活動できますしね」

「私たちは、委員同士の雰囲気を作るくしようといつも言っています。私たちが生き生きと活動することで、地域全体が元気になるんじゃないかと思っています」

委員同士の関わりで心掛けていることがある、と話が続く。

「私たちは、委員同士の雰囲気を作るくしようといつも言っています。私たちが生き生きと活動することで、地域全体が元気になるんじゃないかと思っています」

地域に寄り添った活動を

地域の身近な相談役・見守り役として活動する、民生委員・児童委員。元総社地区の委員である金井和夫さんと松井章さんは、それぞれ会長、副会長を務めている。

「私たちは主に、高齢者の見守りや、地域のつながりの場であるふれあい・いきいきサロンの運営協力、子どもたちの登下校時のパトロールなど、地域でさまざまな活動をしています」と金井さん。

「活動の中で大切にしていることは、相手を名前で呼ぶことです。そうすると相手も私に親しみを感じてくれるんです。やっぱり、相手の気持ちに寄り添って活動することは大事ですから」と松井さんが続く。

地域のつながりが薄れる中で活動の重要度は増している。活動の幅も広くなり、難しいこともあるのが現状だ。金井さんは、「活動内容が多岐にわたるため、負担感が先行し、委員のなり手が不足しているところもあります。でも、大変なことばかりじゃありません。訪問先で、いつもありがたいと言われるととてもうれしいです。元氣な姿を見ると安心しますね」